

資料4

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

(答 申 骨 子 案)

令和6年 月

京田辺市学校教育審議会

はじめに

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から令和4年2月15日に諮問を受けた「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について答申するため、審議を行ってきた。

令和3年度から令和4年度にかけて6回の審議会を開催し、短期的に解決すべき課題について検討したものをまとめ、令和5年3月に教育委員会に中間答申した。

そして、中長期的に検討すべき課題について多角的な審議を進めるため、令和5年度に、地域の方や学校関係者から学校の現状や課題について意見をもらうことを目的に、地域別懇談会を市内3箇所で開催し、4回の審議会を開催して議論を深めた。令和6年度には、児童生徒の状況やニーズをより的確に把握すること、こども基本法に基づくこどもの意見表明の機会確保を目的に、小学生アンケート及び中学生ミーティングを実施し、●回の審議会を開催して、これまで積み上げてきた議論を基に、改めて課題整理を行い、対策について審議した。

これら様々な方のご意見を踏まえて、審議を重ね、このたび、偏在の解消に向けた中長期的な対策について、答申を取りまとめた。

教育委員会が、この答申を基に、施策の具体化を行い、着実に取り組まれることを望む。

目 次

I	学校間の児童生徒数の偏在の現状.....	3
1.	児童生徒数の現状と見通し	
（1）	児童生徒数の推移	
（2）	学校規模等の現状	
（3）	児童生徒数の見通し	
2.	児童生徒及び地域の方の意見	
（1）	児童生徒の意見	
（2）	地域の方の意見	
3.	現在の対策	
（1）	小学校	
（2）	中学校	
II	学校間の児童生徒数の偏在の課題.....	10
1.	各中学校区、大規模開発地域における課題	
（1）	大住中学校区	
（2）	田辺中学校区	
（3）	培良中学校区	
（4）	大規模開発地域	
2.	市全体からみた課題	
III	学校間の偏在の解消に向けた対策.....	12
1.	望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）	
2.	第1期（令和8年度～令和17年度）の対策	
（1）	学校選択制度の活用	
（2）	大規模開発地域	
（3）	その他	
3.	第2期（令和18年度～令和27年度）の対策	
（1）	学校規模の適正化に向けた校区再編、再配置	
（2）	その他	

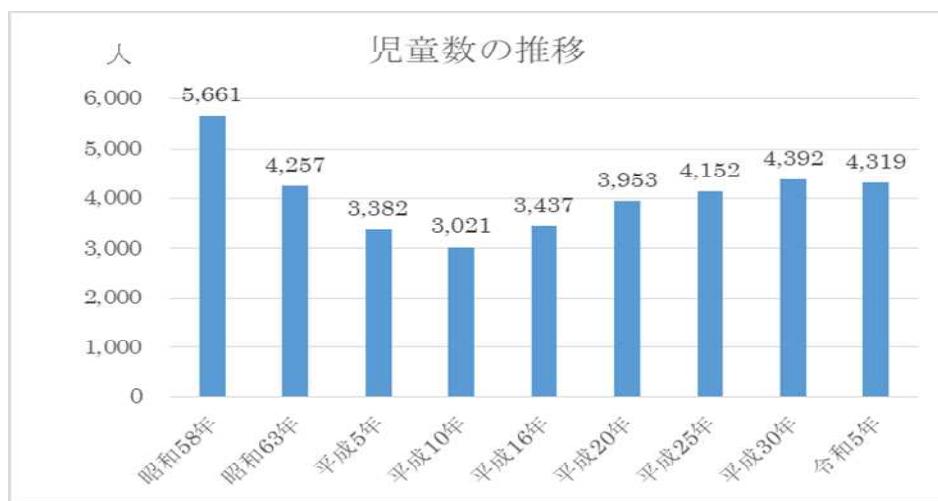
I 学校間の児童生徒数の偏在の現状

1. 児童生徒数の現状と見通し

(1) 児童生徒数の推移

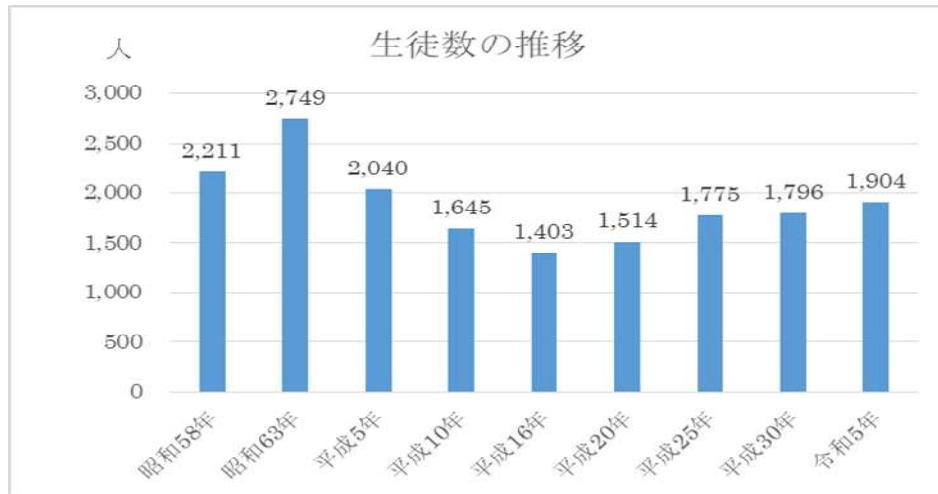
【児童】

- 市立小学校の児童数は、昭和 58 年の 5,661 人をピークとして平成 10 年には 3,021 人まで減少した。
- 平成 10 年からは増加に転じたものの、平成 30 年を境に再び減少傾向となっている。なお、令和 6 年は 4,323 人である。



【生徒】

- 市立中学校の生徒数は、昭和 62 年の 2,804 人をピークとして平成 16 年には 1,403 人まで減少した。
- 平成 16 年からは増加に転じ、今も増加している。なお、令和 6 年は 2,004 人である。



（2）学校規模等の現状

①学校規模

本市には、市立小学校9校、市立中学校3校がある。

学校規模については、学校教育法施行規則第41条及び第79条により「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事業のあるときは、この限りではない。」とあり、標準的な規模が示されている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること（統合の場合は24学級まで）」とあり、文部省助成課資料「これからの中学校施設づくり（昭和59年）」の学級数による学校規模の分類を、本市の令和6年度時点の各学校の学級数を単純に当てはめた場合は、次のとおりとなる。

学校規模		小学校	中学校
過小規模	5学級以下		
小規模	6学級から 11学級まで	普賢寺小学校（田） 大住小学校（大） 田辺東小学校（培）	培良中学校
適正（標準）	12学級から 18学級まで	草内小学校（培） 桃園小学校（大）	
統合の場合の適正規模	19学級から 24学級まで	松井ヶ丘小学校（大） 薪小学校（田・一部は大） 田辺小学校（田）	大住中学校
大規模	25学級から 30学級まで		田辺中学校
過大規模	31学級以上	三山木小学校（田）	

※京都式少人数教育を導入している場合を含む。

※特別支援学級は含まない。

※各小学校の後の括弧は、校区指定の中学校を示している。((田)：田辺中学校、(大)：大住中学校、(培)：培良中学校)

②学級編成

1学級当たり学級編成の標準は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条の規定により、小学校は35人（35人学級は令和3年度からの段階的導入）、中学校は40人である。学級編成及び教職員定数は、京都府教育委員会の標準による。

なお、京都府では「京都式少人数教育」を導入しており、独自措置で教員配置

の拡充を行い、小学校においては30人程度（30～35人）の学級編成が可能となる配置をしている。各市町村教育委員会は、配当された定数を活用し、「少人数授業」、「チームティーチング」、「少人数学級」「専科教員配置」を選択できる。

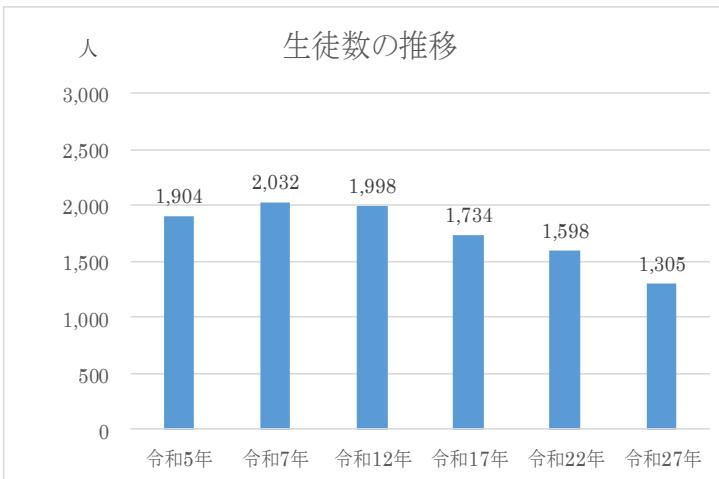
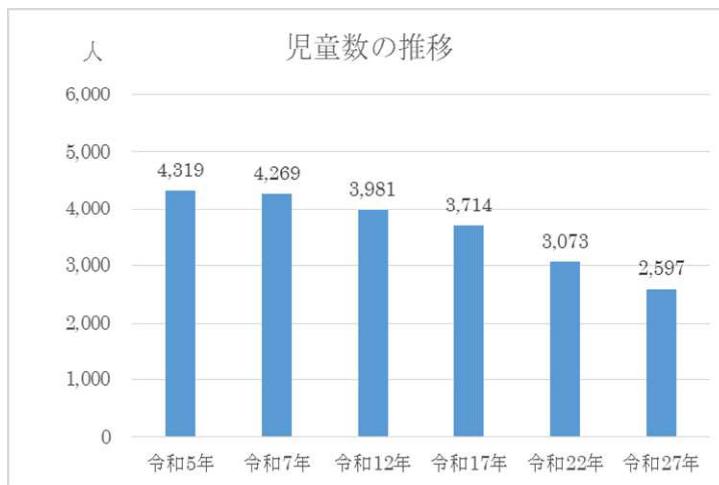
③通学区域

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条の規定により、通学距離は小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内が適正とされており、本市はこの基準を満たしている。

（3）児童生徒数の見通し

市全体の人口推計（令和4年度時点）から見た場合、当面はこれまでの児童生徒数の推移のとおり進む見込みであり、児童数は減少し、生徒数は増加する。ただし、令和11年から生徒数は減少に転じ、その後も減少が継続する。

令和11年からは、全ての学校において児童生徒数は減少することになり、令和27年には、現在の人数からすると6割程度までに減少することになる。



【大住中学校区】

全ての小学校及び中学校において児童生徒数は減少する。特に大住小学校は、減少が止まらず令和27年頃には100人程度になる見込みである。

また、松井ヶ丘小学校だけは、山手南地域及び山手西地域での住宅開発により、令和7年度からまた増加していくが、平成30年の777人を超えることはなく、令和15年頃の720人ほどで止まり、減少に転じる。

【田辺中学校区】

同志社山手をはじめとする南部地域での住宅開発により、三山木小学校は児童数が急増しているが、令和8年頃をピークに減少しはじめる。学校規模としては、令和17年頃まで過大規模校が継続、令和25年頃まで大規模校が継続する。田辺中学校も令和11年頃まで増加し、令和20年頃まで大規模校が継続する。

普賢寺小学校は、今後も減少するが、小規模特認校制度の導入により、一定の児童数を保てるようになっている。

【培良中学校区】

全ての小学校及び中学校において児童生徒数は減少する。特に田辺東小学校は減少が進み、培良中学校も減少が止まらない。

※学校選択制度の導入は令和6年度からであり、見通しには反映していない。

2. 児童生徒及び地域の方の意見

(1) 児童生徒の意見

児童生徒の状況やニーズをより的確に把握すること、また、令和5年に施行されたこども基本法に基づくこどもの意見表明の機会を確保することを目的に、令和6年度に小学生にはアンケート調査を、中学生には直接委員が意見を聴くミーティングを開催した。その上で、学校に通う当事者である児童生徒の意見を次のとおり整理した。

【総括】

児童生徒らは、自校と他校とを比較する機会がないため、偏在に係る問題意識はほとんど見受けられなかつたが、寄せられた意見からは、大規模校においては、大人数なりの良さはあるものの問題が生じていることがわかつた。また、小規模校においては、その良さが多く挙げられていた。

児童らに学校は楽しいか、学校行事やクラブ活動等は楽しめているかを聴いたとこ

ろ、学校の規模にかかわらず、ほとんどが楽しいとの回答が目立った。

生徒らは、学校をより良くするためのアイデアをたくさん持っており、それらを発言する場・コミュニケーションを取る手段や機会が少ないと感じている。

総じて、明るくみんなが仲の良い学校となってほしいことや他の学年や他の学校ともっと交流を持ちたいとの意見があった。

【大住中学校の意見まとめ】

・学校生活において理想的な人数であり、良さの意見が多かった。

(良さ)

教員と生徒の距離が近く、生徒同士の関係性も良好であることや数学は少人数制であること。また、部活動が活発であること等が挙げられた。

・学校全体の行事を開催するなどして、異学年同士の縦のつながりをつくりたいと考えている。

【田辺小学校の意見まとめ】

・生徒数が多いという良さ、困っていることは学校生活を通して感じている。

(良さ)

人数が多いため、行事をすると迫力があり、楽しいこと。また色々な人と友達になれることが挙げられ、良すぎて今までいいとの意見があった。

(困っていること)

移動に時間がかかることや委員会活動や部活動も集約に時間がかかること、異学年の交流は難しく、施設も利用に制約があること等が挙げられていた。

・現状の学校生活が総じて楽しくより良くするためににはどうすればよいのかのアイデアをたくさん持っている。

【培良中学校の意見まとめ】

・小規模校というイメージを感じさせないほど、学校生活で困っていることよりも良さの部分の意見が多かった。

(良さ)

他学年との壁がなく、行事も全学年で頑張れること。委員会活動や部活動では一人一人に役割や活躍の場があり、意見が言いやすいこと等が挙げられていた。

・他校と交流する機会をつくり、また交流の場で学校の特徴をアピールしたいと考えている。

・与えられた環境の中で、より良い学校生活を送るためのアイデアをたくさん持つ

ている。

【児童のアンケートまとめ】

- ・学校の規模にかかわらず、楽しいとの意見がほとんどであった。
- ・児童の多い学校では、グラウンドなどがせまいとの回答が多くかった。また、学年全員の名前を知らないという回答も多かった。
- ・地域の子ども会への加入は5割強が入っていないとの認識であったが、地域の行事には7割弱が参加しているとのことであった。

（2）地域の方の意見

偏在問題に取り組むに当たり、より多角的な審議を進めることができるように、市内小中学校12校の現状と課題を把握するため、令和5年度に「これからの市立小中学校を語る地域別懇談会」を各中学校区で開催した。

総じて、指定校に変更が生じる保護者や地域の方の心情等を考慮すれば、関係者に対し再編に向けた取組内容の説明に加え、十分な周知期間等を設ける必要があることを実感することとなった。

【大住中学校区】

- ・100年を超えた歴史を抱える学校もあり、校区再編となると難しい。
- ・小規模校はPTA活動等学校運営面で負担もあるが、学習生活面では利点も多い。普賢寺小学校や培良中学校のように特色を生かした取組を進めてはどうか。
- ・通学区域を維持しながらも、市内全域又は中学校区内で選択制度を導入するのはどうか。
- ・即効性があるのはやはり校区再編。過去に分離新設した学校であれば元に戻せばいいのではないか。

【田辺中学校区】

- ・過大規模校では学習面での課題に加え、安全面でも問題があり、早急な解決が必要。
- ・新設校・小中一貫校・低学年分校についてもしっかり検討すべき。
- ・校区選択制を採用するならば併せてスクールバスも検討すべき。加えて、選択先の学校には留守家庭児童会が併設されているのが条件。
- ・小規模校の子どもたちが進学した学校で戸惑うことがないようにできないか。
- ・各学校の成り立ち・立地から校区再編に対する地元の根強い抵抗感はある。

- ・校区変更で影響を受ける保護者は納得できないという意見が多数ある。

【培良中学校区】

- ・小規模校は教師と子どもたちの距離感が近く、良い面もあるのでそのあたりは大切にした取組を進めてもらいたい。
- ・公立校で差別化するのは公平性に欠く。長期を見越した校区再編を検討すべき。
- ・部活動の面等から小規模校の子どもたちにも学校を選択することができればよい。
- ・偏在と特色化の議論は同時進行が難しいのではないか。
- ・小規模化のさらなる進行を食い止める施策を早急に検討すべき。地元の人間として廃校というのを避けたい。
- ・小規模校を抱える校区として、他校区からの受入れについて拒むことはない。

3. 現在の対策

(1) 小学校

普賢寺小学校においては、平成19年度から市内の全ての校区からの通学が可能となる小規模特認校制度を導入している。

特色としては、少人数クラスでの授業であり、本来校区以外の児童数が本来校区の児童数を超えるほどの入学者がいる。

(2) 中学校

令和5年3月の審議会からの中間答申を受けて、教育委員会の対策として、田辺中学校の教育環境の整備を行うとともに、培良中学校においては、「生徒一人一人がいきいき活躍する学校 わくわくどきどきがとまらない学校～個が輝く・個が高まる～」をコンセプトに特色化を図り、同校に魅力を感じる生徒が指定校区域以外からも通学できるよう、令和6年度から学校選択制度を導入している。

特色としては、きめ細かな指導や体験を通した協働的な活動の実施、外国語教育の推進等を展開し、初年度は25名の生徒が転入学している。

II 学校間の児童生徒数の偏在の課題

1. 各中学校区、大規模開発地域における課題

令和5年度に実施した地域別懇談会を通して区・自治会代表の方や学校関係者から直接意見を伺い、令和6年度に実施した小学生アンケート及び中学生ミーティングを通して児童生徒から率直な意見や課題を聴き、市立小中学校の成り立ちや現状、今後の動向を把握するとともに、各中学校区の抱える課題等について下記のとおり整理した。

（1）大住中学校区

歴史があり、地域と深いつながりを有する学校が存在しており、偏在問題の解消に向け校区再編・統廃合という対策を検討するに当たっては、地域の方の理解を得るために時間を要する。

このような中、社会構造の変化に伴い、地域の方が学校行事へ参画しにくい現状があることや保護者がPTA活動に対し負担を感じていることから、行事等の取組について検討が必要となっている。

また、小規模校におけるこどもたちの良好な教育環境を維持するため、他の校区から小規模校へ通えるような新たな体制づくりが求められている。

（2）田辺中学校区

生徒らは、大規模校の良さをはつきりと認識しており、肯定的な意見も多いが、校内の移動や意見集約に時間を要すること、異学年の交流は難しく学校全体での行事はできないこと、グラウンド等の施設利用にあたり制約があることを感じていることが分かった。田辺中学校の教育環境の整備を行うなどしているものの、今後も生徒数は増加が見込まれることから、さらなる対策が求められる。

また、三山木小学校においても大規模校としての問題は意見として挙がっており、迅速な対応が必要となる。

ただし、各学校の成り立ち・立地から、地域の方の現校区に対する強い思いが認められることから、校区再編や統廃合について議論を行う際は、地域の方の理解を得られるよう丁寧な対応が必要となる。

（3）培良中学校区

審議会の令和5年の中間答申を受けて、教育委員会において令和6年度に培良中学

校へ学校選択制度が導入され、一定の成果があつたと考える。また、生徒たちは小規模校の良さを実感しており、問題と感じている部分は少ないと言える。しかし、今後も、本来校区からの生徒数は減少する見込みであり、小規模校の良いところを維持しながら、魅力を高めるための特色化の取り組みをさらに展開させる必要がある。

また、田辺東小学校は、1学年1学級であるが、児童数の減少が進むと小規模校としての問題が顕在化してくると考えられる。

(4) 大規模開発地域

田辺中央北地区において約16.2haの大規模開発が進められているが、これまで田畠のみであったところに、新たに住宅建設が始まるということは、非常に大きな影響がある。

当該地域は、田辺小学校区・田辺中学校区になる。田辺小学校は、標準より大きい規模であり、児童数は校区内の住宅開発が継続してあることから今後も横ばいで推移する。また、田辺中学校は大規模校であり、生徒数は同志社山手地区の開発により急増しており、今後も増加傾向にある。偏在問題を助長させ、教育環境の悪化につながることが見込まれるため、早急な対策が必要である。

2. 市全体からみた課題

学校間の児童生徒数の偏在による問題は生じており、こどもたちからの意見聴取において確認することができた。特に中学校における大規模校と小規模校の対策は、迅速に対策すべき課題である。

今後さらなる少子化の進展も見込まれる中、小規模校の良さ、大規模校の良さを維持しつつ、学校の地域コミュニティにおける役割も考慮しながら、中長期にわたって一定規模の学校を確保できる対策が必要である。

以上、京田辺市立学校の現状と課題について整理し、中期的な対応が求められる事項を第1期（令和8年度～令和17年度）の対策として、長期的な見通しで対応が求められる事項を第2期（令和18年度～令和27年度）の対策として分けて、今後の対策について答申を行う。

III 学校間の偏在の解消に向けた効果的な対策

教育大綱における本市の目指すべき「一人一人が輝く京田辺っ子」を育成するために、良好な教育環境の整備、集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて自立する児童生徒の育成が必要である。

中間答申においては、短期的に解決すべき課題として、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少を挙げ、早期に答申を行うことで、教育委員会において一定の対応がなされている。

審議会としては、中長期的な対策を考える上で指針となる望ましい学校規模、通学区域について定め、そのための効果的な対策について第1期と第2期に分けて検討した。

1. 望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）

①学校規模

12学級以上、24学級以下

②通学区域（距離、時間）

留意点

- ① 京田辺市立学校の特色を大切にすること
- ② 将来にわたって一定の学校規模が確保されること
- ③ 通学において、距離や時間等により児童生徒の負担が極端に増えるようなことがないこと
- ④ 大規模開発等が行われる可能性がある場合は、児童生徒数への影響を考慮し、できるだけ学校への負担を少なくすること
- ⑤ 地域コミュニティへの配慮を行うこと

2. 第1期（令和8年度～令和17年度）の対策

（1）学校選択制度の活用

地域

定員

（2）大規模開発地域

（3）その他

3. 第2期（令和18年度～令和27年度）の対策

（1）学校規模の適正化に向けた校区再編、再配置

（2）その他

参考資料

資料1 質問書

資料2 京田辺市学校教育審議会の開催経過

資料3 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について（中間答申）

資料4 京田辺市学校教育審議会委員名簿